

容器包装リサイクル制度の評価・検討について

1. 容器包装リサイクル法の施行推移

平成 7年 6月	成立・公布
12月	第1段階施行（基本方針、再商品化計画、指定法人関係）
平成 8年 6月	第2段階施行（分別収集計画関係）
平成 9年 4月	本格施行（再商品化事業開始） 対象品目：ガラスびん（無色、茶色、その他色）ペットボトル リサイクル義務を負う企業：大企業
平成12年 4月	完全施行 対象品目：上記に加え紙製容器包装及びプラスチック製容器包装 リサイクル義務を負う企業：上記に加え中小企業 （ただし、小規模企業は対象から除外）

対象品目及び事業者の推移

	平成9年度	平成12年度
大企業	ガラスびん、ペットボトル	紙製容器包装、プラスチック製容器包装
中小企業	ガラスびん、ペットボトル	紙製容器包装、プラスチック製容器包装
小規模企業	適用除外	

小規模企業			
業種	売上高		従業員数
製造業等	2億4千万円以下	かつ	20名以下
商業、サービス業	7千万円以下	かつ	5名以下

2. 評価検討規定

(1) 容器包装リサイクル法附則

第3条 政府は、この法律の施行後10年を経過した場合において、第5章、第6章及び第38条から第40条までの規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(2) 規制改革・民間開放推進3ヶ年計画（平成16年3月19日閣議決定）

容器包装リサイクル法の施行後10年を経過した場合において、一部規定の施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとされているが、これを踏まえ、広く関係者からの要望も含めて、関係省庁において評価・検討を行う。（実施予定時期：平成17年度に検討）